

安八町告示第40号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成31年2月21日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

平成31年3月26日

安八町監査委員  
安八町監査委員

清 伸二  
大平 文雄



記

第1 監査の請求

1 請求人

[Redacted name]

2 請求書の受付

平成31年2月21日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。  
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年2月23日に支出した、[Redacted] 24本2ケース 代（6,144円）を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

- 平成29年度 支出負担行為決議書兼支出命令書  
[Redacted] 24本2ケース 代
- 平成29年度 証拠書類貼付台紙（請求書）
- 伺い 支出命令の取り消しについて  
（平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費）

4. 伺い 支出命令の取り消しについて  
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成31年2月22日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成30年2月23日に支出した、XXXXXXXXXX 24本2ケース 代 (6,144円) を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成31年3月13日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、平成31年3月7日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

なお、別に平成31年3月10日付で本件請求に係る追加書類を受理した。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、平成31年3月13日、平成31年3月25日

に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象の部署を総合体育館とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

(1) 平成30年2月10日(土)、午前9時00分から11時30分まで、「平成29年度明日に輝くジュニアバレーボール教室(以下「バレーボール教室」という。)」が、総合体育館で開催された。

(2) (1)の参加者は[ ]並びに[ ](以下「少年団」という。)に所属している[ ]の[ ]の児童ら32名であり、その指導者は大垣市内に本社をおく企業の女子バレーボール部の監督及び選手ら13名であった。

なお、バレーボール教室の主催は、安八町教育委員会(安八町スポーツ推進委員会)であった。

(3) (1)は、仲間たちといっしょに少年団活動や部活動でバレーボールの練習に励んでいる児童並びに生徒たちのバレーボール技術の向上と仲間づくりに寄与することを目的として開催され、練習内容は、オーバーハンドパスやアンダーハンドパスの基本練習、スパイクやサーブ等の応用練習、そしてミニゲームであった。

(4) バレーボール教室では、指導者は(3)に併せて運動時の水分補給の必要性を参加者に伝えることも必須であったことから、主催した安八町教育委員会(安八町スポーツ推進委員会)は、本件請求書中[ ](24本入)2ケースを、(2)で示した者らそれぞれに配布した。

第6 判断に当たったの関係法令等について

1 法第232条第1項

地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものとする旨が規定されている。

2 法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない旨が規定されている。

### 3 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。

## 第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「平成29年度支出負担行為決議書兼支出命令書には「                    24本2ケース代」としか記載されておらず、どのような目的の支出であったのか、その目的は達成されたのか、また、その結果がどのように町政に反映されたのか検証されなければならない支出である。そもそも本件支出が無くても行事の目的が達成できるものであるならば本件支出は違法若しくは不当な公金の支出であるというべきものである。また、6,144円の飲み物でなければ目的が達成できなかつたのか、つまり、6,144円よりも安い飲み物でも目的が達成することができるのであれば違法若しくは不当な公金の支出であるというべきであり（地方財政法第4条第1項 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。）、また本件行事が飲み物無くても、若しくは6,144円よりも安い飲み物でも目的が達成されるものであった場合、また、本件支出が無かつたら目的が達成できなかつたと証することができなければ、違法若しくは不当な公金の支出であり安八町が損害を被つたといわざるをえない。」と主張している。

ちなみに、請求人がここで主張している理由の根拠は、住民監査請求追加書類の提出について（平成31年3月10日受付第4343号）であると考える。

普通地方公共団体における公金の支出が必要かつ最小の限度を超えるものであるか否かについての基準についてだが、平成9年（行ウ）第6号各種損害賠償請求事件 平成11年7月7日松山地方裁判所判決によれば、「普通地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものである（第6 判断に当たっての関係法令等について/1）から、具体的な公金の支出が普通地方公共団体の事務処理のためと解することができない場合には、当該支出が違法というべきである。

また、普通地方公共団体の事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならず（第6 判断に当たっての関係法令等について/2）、経費は当該普通地方公共団体の住民の租税公課によって賄われるものであるから、その目的を達成するために必要かつ最小の限度を超えて支出してはならないとされており（第6 判断に当たっての関係法令等について/3）、事務処理の

ために必要とされるものであっても、その限度を超える支出については違法と評価され得るものというべきである。

もっとも、普通地方公共団体における公金の支出が事務処理のため必要かつ最小の限度を超えるものであるか否かは、予算執行時における社会経済状態、すなわち、地域住民の生活水準や一般的経済観念等に照らし社会通念に基づいて決定されるべきものであって、その判断は第一次的には予算執行権限を有する職員の裁量に委ねられているというべきであり、具体的な当該支出が当該事務の目的、効果と関連せず、又は、社会通念に照らして右目的、効果との均衡を著しく欠き、予算の執行権限を有する職員に与えられた裁量を逸脱ないし濫用してなされたものと認められる場合には違法と評価されるべきであると解される。」とされている。

本件監査では、この判断基準に従って、本件請求にいう[ ](24本入)2ケースに係る公金の支出(以下「本件支出」という。)の違法性若しくは不当性について検討することとした。

総合体育館で開催されたバレーボール教室の参加者ら、目的、内容については、第5 事実関係の確認/(1)から(3)までのとおりであり、[ ](24本入)2ケースを購入し参加者、指導者に配布した理由については、第5 事実関係の確認/(4)のとおりである。

これらのことから、バレーボール教室を主催した安八町教育委員会(安八町スポーツ推進委員会)が参加者や指導者に[ ]を配布することは、バレーボール教室において指導者が参加者に、運動時の水分補給の必要性を伝えるために必要なものであって、特に脱水症予防の指導時に用いる社会通念上の範囲内での行政事務執行上の直接的必要性から費消されるものであるから、必ずしも不当とまでは言えない。

そして、本件請求にいう本件支出が、バレーボール教室を開催する時に限り、金額も社会通念上許される範囲内にとどまっていることなどに照らすと、社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものとまでは認めがたく、支出権限を有する安八町長の裁量の範囲内であるというべきであって、本件支出を違法であると認めるには足りないことから、町に損害を与えるものでないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由及び住民監査請求追加書類の提出について(平成31年3月10日受付第4343号)の記載のとおり、「出席者相互で行われた意見交換に関する資料等が復命されておらず、行事の目的が達成されているかどうか、その結果がどのように町政に反映されているか等検証できない性質のものであれば、食糧費6,144円は補填され、支出命令の取り消しが行わなければならない。」と主張しているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

なし。